

国立大学法人東京医科歯科大学ホームページの管理及び運用に関する規則

平成16年 4月 1日
規則第171号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の情報をインターネット上に適正に発信するため、本学ホームページの適切な管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「トップページ」とは、国立大学法人東京医科歯科大学広報部（以下「広報部」という。）が作成するWebページ（URL <<http://www.tmd.ac.jp/>>）をいう。
- (2) 「リンクページ」とは、各部局が作成し、トップページからリンクされるWebページをいう。
- (3) 「部局」とは、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第4章及び第6章に規定する組織（学科、海外拠点及び教授会を除く。）及び事務組織規則（平成16年規則第4号）第2条から第4条に規定する組織並びに監査室をいう。
- (4) 「部局長」とは、前号に規定する部局長をいう。

(構成)

第3条 本学ホームページは、トップページ及びリンクページで構成する。

(管理及び運用)

第4条 トップページの管理及び運用は、広報部が行う。

2 リンクページの管理及び運用は、部局長が行う。

(管理義務)

第5条 前条に規定するWebページを管理する者（以下「管理者」という。）は、ページの情報内容が大学の広報としてふさわしいものであることに十分留意し、善良な管理に努めなければならない。

2 管理者は、Webページの情報内容を随時検討し、適切な情報を提供しなければならない。

3 管理者は、Webページに問合せ先のメールアドレスなどを明記することにより、

その責任を持つとともに、提供する情報内容に関し、学内及び学外からの照会に対応しなければならない。

(掲載禁止情報)

第6条 本学ホームページには、次の各号の一に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 人権及び他人のプライバシーを侵害する情報
- (2) 他人の知的財産権を侵害する情報
- (3) 政治的活動又は宗教的活動とみなされる情報
- (4) 営利を目的とする情報
- (5) その他本学の広報活動として適切でない情報

(情報の提供)

第7条 広報部は、トップページからリンクして公開する必要がある情報について、リンクページの作成を部局長に対し依頼することができる。

(トップページからのリンク)

第8条 部局長は、トップページからのリンクの作成又は解除をしようとするときは、広報部へ届出るものとする。

(情報の修正等)

第9条 広報部は、大学の広報として適切でないとみなされる情報を発信しているリンクページがある場合は、当該部局長に対し、当該情報の修正又は削除を求めることができる。

2 広報部は、前項に規定する情報が修正又は削除されないときは、当該リンクページのトップページからのリンクを解除することができる。

(権利の帰属)

第10条 トップページの著作権は、本学に帰属する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、本学ホームページの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月25日規則第12号)

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月29日規則第70号)

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年11月13日規則第122号）

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。